発行所
三池炭鑛勞働組合
大牟田市不知火町
電話3033番
炭電 528 474 番

編集兼発行人　山本博貫
三鉱労組印刷工場

三鉱労組
機関紙

會社側回答をしぶる

中央交渉妥結後に本格的交渉を

31日以降の実力行使延期

長計山元団交は二十七日、決裂したが、組合は準備指令に引續き三十一日以降実力行使突入（原炭搬出指否）を指令し、要求貫徹のため闘争態勢の万全を期していたが、二十九日会社側から団交再開の申入れがあり、実力行使を十時間後にひかえた十月三十日午後七時三十五分から山ノ上クラブで団交は再開された。席上、会社の申入れに応じ、小委員会をもち交渉を跨めたが、会社側は中央交渉が不明確であることを理由に回答をしぶり、結論出ず。組合は戦術委員会を開き経過を慎重討議の結果、三十一日午前五時二十分「実力行使延期」を決定、指令した。

團交經過

組合は戦術委員会を開催して、現在までの経過を厳剣に討議した結果、闘争指令第三号を指令することに決定した。

三鑛勞組闘爭指令第三号

実力行使延期に関する指令

三鉱労組闘争指令第二号に基く実力行使は中央交渉との関連を考慮し、別途指令するまで一時延期する。

なお、中央交渉妥結後、引続き実力行使に突入するので闘争態勢の確立には更に遺憾なきよう期せられたい。

以上の指令を発すると同時に、会社に対しては一番方より予定のストは延期するが、延期は妥結時までで中央交渉の妥結と同時にストに突入する旨を通告し、団交は決裂した。

組合は準備指令に引続き三十一日以降実力行使突入（原炭搬出指否）を指令し、要求貫徹のため闘争態勢の万全を期していたが、二十九日会社側から団交再開の申入れがあり、実力行使を十時間後にひかえた十月三十日午後七時三十五分から山ノ上クラブで団交は再開された。席上、会社の申入れに応じ、小委員会をもち交渉を跨めたが、会社側は中央交渉が不明確であることを理由に回答をしぶり、結論出ず。組合は戦術委員会を開き経過を慎重討議の結果、三十一日午前五時二十分「実力行使延期」を決定、指令した。

團交經過

組合は会社提案をめぐる会に切換えて問題を追及することに意見の一致をみて小委員（河野書記長、花園次長、蒲池労働部長、山田教宣部長）を選出し、午後九時一〇分から小委員会を開催した。小委員会は第一項の元員問題を焦点として激しい主張が続けられていったが、会社は東京の交渉が明確でないので「いま三池で返事することは出来ない」の一点ばりで解決への曙光を見出すことができず、遺家族の子弟採用のみがどうやら解決に近い結論として、長時間続けられていった小委員会は打切られた。

組合は戦術委員会を開催して、現在までの経過を厳剣に討議した結果、闘争指令第三号を指令することに決定した。

三鑛勞組闘爭指令第三号

実力行使延期に関する指令

三鉱労組闘争指令第二号に基く実力行使は中央交渉との関連を考慮し、別途指令するまで一時延期する。

なお、中央交渉妥結後、引続き実力行使に突入するので闘争態勢の確立には更に遺憾なきよう期せられたい。

以上の指令を発すると同時に、会社に対しては一番方より予定のストは延期するが、延期は妥結時までで中央交渉の妥結と同時にストに突入する旨を通告し、団交は決裂した。

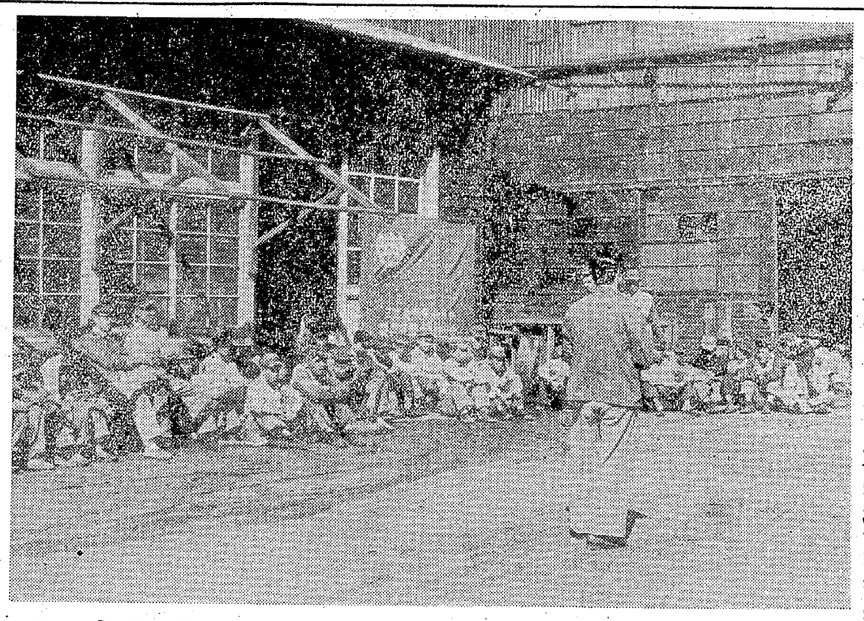

團交經過報告にきゝいる……（製作職場大会で）

書記局便り

廿九日　各支部職場大会
三十日　団交、総労大会開始
卅一日　山ノ上公判
一日　大地評執行委員会
三日　戦術委員会
五日　団交

第五回團交での會社提示案

一、人員補充について
中央交渉の経過が充分把握出来ないし、現在交渉中でもあるので中央の方針が決った後で、その必要性等山元の問題として話し合いたい。

二、機械について
機械整備は鉱職両組合員の配転にも関連があるので、全般的問題として組合の意向を充分参酌し、早急に立案の上、両組合に提示したい。

三、保安について
イ、保安課の独立
保安福保の観点から前進のための機械を検討する。
ロ、安全委員
各鉱関係は現状の常任安全委員で所期の目的を達成出得ると考えているが、

本所＝二名新設する
現在の保安委員を兼務させる
勤務＝一名新設する。
本所に同じ。
製作＝名新設する。
四、やぐら事故について
イ、遺家族の子弟採用
規格＝労働に耐え得るか否かは都医意見をもって話合う
時期＝その都医採用する。
ロ、見舞金
特殊な事故であるので本件については一〇万円を贈る。
制度化については現在継続中の労災協定との関連もあり、中央の問題であるので、三池一山で解決することは困難である。
ハ、責任問題
原因の所在に従って相当の責任をとる。

大牟田市政と特別慰勞金

前進

大牟田市定例議会は十一月八日から開催されるが、この議会は改選以来ほぼ半歳にわたる保守、革新の論争を形の上で表はすものとして注目される処である。

今次の議案は三十項目を上るほう大な内容であるが、中でも市民の注意を集めているのは、助役選任の件と前任者に対する特別慰勞金の問題であろう。

このことは三十年度の補正予算二億余円の追加もさることながら、それ以上に保守系によってかけひきの武器に供されることが予想されるからである。

（二）

ところで助役問題と特別慰勞金とのいきさつであるが、新聞報道其の他を綜合してみると大体次のような内容を含んでいる。

助役選任は細谷市長就任と同時に人選に苦慮したのであるが、結論として白羽の矢をたてたのが現収入役の堤渡氏であった。

同氏は大牟田市役所入りをして既に四十年の経験を積み、特に財政面にも明るく、庁内登用の立て前や政党偏向との色めがねで見られないためにも公平無私の立場で選んだものと思われたが、現実には八月四日の全員協議会で指名され、継続審議に持ち込まれて今日までタナ上げされたのである。

市長の権限に基く提案が議会の同意を求められなかったのは「収入役としては適任だが、政治性がない」との理由であったようだが、実際はもっと他に理由がありそうな気がする。

次に特別慰勞金であるが、これは前田中市長、山田助役及び前現の市会議員に対する記念品料である。

市長の内意として発表されているのは、前市長に二〇〇万円、助役に一〇〇万円、市議に対して八万八千円と言う額であるが、保守系としてはこの決定を早急に行なうよう動いているようである。

もっとも市長がこの慰勞金の額を出したのは、他都市との比較（市長＝福岡二八〇万、門司、小倉二六〇万、八幡二〇〇万、戸畑一七〇万）や前現支給額との比較、或は前任者に対する慰意を含めてであろうが、この件については個人的な精神的な面だけでは割り切れない財政面の現実も考えなければならない。

（三）

今年度大牟田市は六千四百万円の赤字を抱えこんでスタートした。

あまつさえ失業者の増加や保護世帯の増加のみならず、約二億円の追加予算を余儀なくされる状態にあることを十分頭に入れてかからねばならない。

この現実は諸経費の切りつめや、一部市民負担となって現はれている。

即ち市長は、常勤者（市長、助役、収入役、教育長、監査委員）の給料引下げも決意しているようであるが、他面、小中学校の学校費要望さえも極端に削減され、それが必需品とあって父兄の負担にシワ寄せされている現実も無視出来ない。

或いは又、この不況に打ちひしがれた人々の中から生活保護を受ける該当者は月々四十世帯も増加しているし、失対事業にしても年末には約よそ四千人を数えることが予想されている。従ってこのような市の財政的苦境や、一般市民労働者の生活実態を充分考慮に入れて慰勞金問題を解決されたいものである。

（四）

そこでこの二つの問題の関係であるが、革新系は助役選任は市長提案を尊重して早急に決定をする一方、慰勞金については前記のような市民生活に鑑み、少くとも提案の半額以下で辛抱すべきだと言うのである。（退職金は規定に従って支給されるので、この金額は別ワク支給となる。）

これに反し保守系としては、助役選任で二度も提案をけることは根拠もないし、市民の批判もあるとして問題の立場を取ることも予想されるが、その場合は条件として特別慰勞金の無修正承認や、機構縮少をからませることも予想に難くないところである。そうなった場合、保守系は助役問題で市民の批判を逃れ、慰勞金問題で市民の（特に労働者階級の）非難を提案者たる市長に転嫁するという一石三鳥の仕事をすることが出来る訳である。

われ〳〵は、このような手の込んだ問題に対しても明快な判断をもって臨み、人事と政策とにはっきり筋の通った市政の在り方を見守り、且つ推進せねばならない。

山ノ上事件　最終弁論おわる

判決は十二月二日　福岡地裁で

三ケ年に亘る法廷闘争を続けてきた山ノ上クラブ事件は、十月三十一日最終弁論及び被告（山本豊、原田栄一、吉富進、池田昭二、松原勝彦、秋の各氏）の最終陳述を終り結審した。

この日中央から亀田、佐伯両弁護士を迎えて、諫山、佐伯、亀田弁護士の順でそれぞれ弁論を行い、終って被告人から最終陳述を行った。弁護人、被告人共に不当なる起訴、デタラメな論告求刑に対し抗議すると共に裁判官の公正な判決を要求した。

尚、判決は十二月二日午前十時から福岡地裁で行われることになっている。

検事論告はデタラメ

諫山弁護人は、出居侵入は成立せず

1、各被告人が検事の論告で云っている様なところまでクラブに入ってない

検事が事実認定の証拠として騒げているのは検事調書だけで、しかも検事調書は信用すべき状況のもとで作られたものではない

2、山ノ上クラブの中に入っても山ノ上クラブの性格から出居侵入にはならない

との論旨を展開し、特に1について松川事件の例も引用して検事のデッチアゲを追及した。

傷害の證據は全然ない

傷害事件については「検事の主張する同時傷害は被害者に対し被告人が直接手を下したものではなく、

ば成り立たない、更に永吉人事係長の傷害は、何時、何処で生じたか判らない、その証人の証言でもその点ははっきりしない、又検事が予備的訴因としてクラブ外で待っていた大衆と被告人等が共謀していたという点については立証はなされていない。

従って傷害の点は立証出来ないことを立証し得ないための苦しまぎれの主張であるとし、松原氏の放火未遂事件については、公訴事実は否定しないが心神耗弱の状態にあったので情状酌量されたい」と弁論した。

続いて佐伯弁護人は他の弁護人がすべて被告人等が山ノ上クラブに入っていないと云う点に力点を置いて弁論したので、角度を変えて、たとへ入ったとしたら合法的に出居侵入は成立しないということを中心に弁論を行った。

まず出居侵入が成立するのは住居その平穏を乱す目的で入り、住居の平穏を乱した場合である。

刑法上の問題にはならない

山ノ上事件の場合、給仕、管理人の私生活は犯されていない、それに会社の施設であるクラブは公の生活をする場所であるから、クラブ使用に関する手続は、クラブ秩序維持のもので、その点職場秩序維持のための職場規律の様なものである、従ってこの手続きに違反した行為は直ちに刑法上の問題になるというのは誤りで、会社の規則違反の問題を受けることになるのである。

團交場は勞使の共同管理

山ノ上クラブは当日団交場になっていたのであって団交場は労使の共同管理によるのが普通である。

団交場は、団交目的に反しない限り自由に使用される。又団交は一部交渉員のみによってなされるのではなく、交渉員と組合員の協議によりなされ、組合員の激励等があるものである。

従って使用者としてこの様な組合のやりかたに、とやかくいうのは不当労働行為になる。使用者は団交において組合の自主性を認めなければならない。もしそれで団交の秩序が乱れたら、団交を打ち切る自由は使用者にある。

更に、検事論告は被告人等が当所から人を誘い引っぱり出す目的で入って来たというがこれは全く立証されていず、組合幹部が入るのを制止したのも組合内部の統制をとるためで全々問題にならないと主張した。

最後に亀田弁護人は検事論告の同時傷害は無理でありこの点論理の飛躍がある、即ち家の中に入ろうとしたことしか調書に出ていないのに、それをもって傷害の意志があったとしている。又団交の場合の出入りに関しては会社の建物であったので、会社の方が出入管理に当ったので、他の場所であれば、両者から要員を出して共同管理したであろう。

住居侵入はツケタシ

人員整理、賃金カットと会社は一方的に組合に圧力をかけたが、ついに人員整理も賃金カットもヘネ返され、追い詰められた会社は永吉係長の傷害事件をとらえ告訴した。検察官はこれを一応要件が備っているとしてとりあげ、それに住居侵入をくっつけてデッチあげたのがこの事件だと主張し、被告全員の無罪を要求し、次いで警察官、検察官が取調べの際に自白を強要し、事件をデッチあげようとしたことを追及、公正な判決を要求した。

世帯主の認定基準

住宅手當の取扱い決る

去る七月の山元団交（福利厚生、労働条件の要求）で決った住宅手当については、取扱上世帯主の認定基準が明確でなかったので、組合では各級機関で討議の后、会社と折衝の結果左記の通り取扱うことになった。

一、支給金額
イ、自家居住の世帯主に対し
月額　四〇〇円（税込）
ロ、借家（間）居住の世帯主に対し
月額　六〇〇円（税込）

二、支給取扱要領
1、次の各項に該当するものは住宅手当受給資格者としての世帯主とする。
①妻帯者
②妻が三池炭鉱に勤務し、その夫が本人の扶養家族である場合
③独身者にして下（左）記に該当する場合
イ、同居の父兄姉が本人の扶養家族である場合
ロ、父兄姉と同居せず、父兄姉以外の家族と同居する場合又は単身であっても借家（間）居住等独立して生計を営む場合（下宿は除く）
ハ、同居の父兄姉が本人の扶養家族でなくても、本人が家屋所有者若しくは借家人であり、左記に該当する場合
A　父兄姉の収入が不特定或は平均月収三、〇〇〇円以下と認められる場合、並びに農業（二反未満の耕作者）に従事している場合
B　父兄姉が無職無収入の場合
二、住宅手当受給資格者であっても父兄姉が三池炭鉱を停年退職し、本人が次順位扶養義務者である場合
2、六等親以内の血族（直系血族及び二等親の傍系血族を除く）又は三等親以内の姻族所有の家屋に居住する場合の取扱いは借家扱いとする。
3、会社の社宅及び寮（アパートを含む）居住者には支給しない
三、二、の③、以外の独身者にして、現在住宅手当の支給を受けている者があれば、この通牒を理由にその支給を打切るものではない。
四、新たに住宅手当の支給を受けようとするときは、別紙様式の「住宅手当支給願」を提出せしめる。
五、実施期日　昭和卅年七月一日

書評

奥村正三著「自動車」

《自動車をめぐる「変な事」の解明》

慶本商大講師　中谷酉朗

現在の日本は、多少とも正常に物事を見る目を持ったものにとっては「変な事」だらけである。「変な事」は自動車についても山ほどある。

一方では「疑獄と赤坂で名を売る」政治家が、「くりかえし国民に耐乏生活を説いている」にも拘らず「メーデー騒擾事件」で、有名になった祝田橋の交叉点」では「一分平均八六台」の自動車が通過している。「日本の国力が、この貧弱な自動車を必要とするところまで回復したとでもいうのだろうか」

著者はこのような立場から、自動車をめぐる「変な事」の解明に努めている。「国情にあった車とあわない車」、日本に「いったい何台あればよいのか」或ひはアメリカ軍が「日米行政協定の拡大」によって市価の半額で輸入されて国産車を圧迫している事、ドイツ・フランスの小型車が、輸出競争でアメリカにくいこむ問題等が、小説の如く面白くくりひろげられている。

奥村氏は経済学者でもなければ政治家でもない。技術畑出身で、技術史や産業史をシミにコツ〳〵勉強しておられる。然しこの「自動車」は単なる通り一辺の技術の本ではない。自動車をめぐる技術、経済、政治の諸問題が広い社会科学の知識の上で、極めて生き〳〵と描かれている。例えば、日本のトラックの技術的特殊性が、「日本のトラックは約二〇年の歴史の中で悪路に対する抵抗力だけは十分に備え」ており、「計数に無頓着で勇み肌の日本の運ちゃんのことだ。四トンの国産車に八トン位積載して山道を駆けめぐることはやりかねない」ので、シャシー等は特に頑丈に出来ていると説明されている。知られぬ間に技術に関する興味深い知識も得られるようになっている。

それぱかりではない。流れ作業の典型といわれる自動車工場の機械をチャップリンのモダンタイムス等を引きあいに出しながら説明し、合理化と労働者の状態にまで簡単であるがふれている。

技術にとりくむあらゆる人々が、こういう風に、自分の仕事を眺めるならば、合理化はもっと強ったものになるのではあるまいか。

岩波新書【定価百円】

團交場は勞使の共同管理

刑法上の問題にはならない

住宅手當の取扱い決る

炭勞大會開く

第十四回炭労臨時大会は十月三十日午前十時二十分から東京教育会館で開催された。本大会は現在事当、賃上闘争と例年のように闘いの基本方針が論議されたが、石炭合理化を実施しようとする政府とこれにつらなる資本家の意図が三度で大きな敗北を喫したが、美唄の配転、歌志内での首切りなど各社の長期計画に伴う人員減耗、労働強化による合理化は着々実施されつゝあり、大会決定をいかに組合員のものにするか、大会代議員の帰山を待ち十分討議し、更に職場で地域で話合い、大会決定を消化して闘争態勢を更に強化しなければならない。

（大会経過は次号に掲載致します）

彈圧にはどうすればいゝか

彈壓對策懇談會開かる

十月二十四日午前十時から九州炭労会館室で彈圧対策懇談会が開かれた。中央から法対部長など、現地から鉄山労組上が出席し、支部、法対部で闘ってい る人や彈圧対策責任者など約二十名が参加した（三鉱労組から運尾法対部長、山本豊氏（宮浦）砥上盛一郎氏（本所）が出席）中央法対部で編集した〈不当彈圧に対する闘い方〉を中心討議し、各人の経験談などを出り合い、バンフについて「警官は味方でない」という立場をはっきりさせて接触すること、特に政治的に争議に介入してきた場合利用し得ない」「住宅手当支給願」を提出せしめる。

四、新たに住宅手当の支給を受けようとするときは、別紙様式の「住宅手当支給願」を提出せしめる。

五、実施期日　昭和卅年七月一日

勞組を結成

大天地映劇従業員

知られていない低賃金

大天地映画劇場（市内大正町）の従業員十七名の人達が十一月一日労働組合を結成、組合長に江崎孔朗氏（三）＝映写技師＝を選出し九州でも珍らしい映画館従業員の労働組合が力強く発足した。

同労組の結成には、大地評の協力があったことはいうまでもないが中小企業労働者の劣悪な労働条件と生活難が同労組結成として現れて来たもので、ちなみに、大天地従業員の賃金は、営業係（女22才出札係（同）＝四年＝で百五十円夜警（男58才）＝六年＝で百四十円、映写技師（男28才）＝三年＝で三百円いずれも日給百円、割増しはないというヒドサで「この低賃金ではどうにも喰って行けない、生活を守る為にはみんなが一緒になって闘わなければいけない」という叫びが、今回の労組結成となったもので、各映画館をはじめ各方面の注目を引いている。

お買いものは　ゼヒ　革新商店連盟の加盟店で

セビロ・オーバ・学生服・ジャンパー・ズボン・
はぎを洋服店
大牟田新銀座
TEL 4436

味と信用で賣れる
みなとパン
大牟田市三川町二丁目
電話 五〇〇六番

温くて丈夫な・日本最高の
アングル
ANGLE
アングル・メリヤス
御来店の際、上のマークを御指示下さい
三川町一・三川鉱前四ツ角
伊勢乃屋
TEL 5630

服地の
らくだや
大牟田市新銀座三九〇五

ロバン
ビーボ
ズボン
ジャンパー
洋服の原田屋
大牟田市新銀座
TEL 2477

マルアイ号
ノーリツ号
サン号
自轉車
前原自轉車店
日の出町二丁目四三
電話 三八一七番